

島田税務連絡協議会会則

(名称)

第1条 本会は、島田税務連絡協議会と称する。

(構成)

第2条 本会は、公益社団法人島田法人会、島田税務署管内青色申告会、東海税理士会島田支部、島田税務署管内納税貯蓄組合連合会、島田商工会議所、中部地区商工会連絡協議会、島田酒類行政連絡協議会、島田間税会の各団体をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、関係民間団体が、相互理解並びに親睦を深め、協調を図ることにより、各団体本来の活動発展に資し、もって税務行政に協力寄与することを目的とする。

(事務局)

第4条 本会の事務局は、公益社団法人島田法人会の事務局内に置く。

(事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 税務に関する情報の収集及び納税思想高揚のための広報活動
- 2 各団体相互の連絡・協調及び親睦並びに会員増加のための啓蒙宣伝
- 3 税務、経理、経営等に関し、各団体共同で活動すべき事項
- 4 その他必要な事業

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------|----|
| 1 会長 | 1名 |
|------|----|

2 副会長	2名
3 理 事	4名
4 監 事	1名

(役員の選任)

第7条 会長及び副会長1名は、公益社団法人島田法人会、島田税務署管内青色申告会、東海税理士会島田支部及び島田税務署管内納税貯蓄組合連合会の各団体長から互選により選出し、副会長1名及び監事は、島田商工会議所、中部地区商工会連絡協議会、島田酒類行政連絡協議会及び島田間税会の各団体長から互選により選出する。

なお、会長、副会長、監事に選任されなかった各団体長は理事に就任する。

(役員の職務)

第8条 1 会長は、本会を代表し会務を総理する。
2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは会長の職務を代行する。
3 理事は、会務の執行に参画する。
4 監事は、本会の業務及び経理を監査する。

(役員及び委員の任期)

第9条 会長、副会長、理事及び監事の任期は1年とし、理事については留任を妨げない。なお、12条に定める委員の任期は2年とし留任を妨げない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

(会議の招集)

第11条 本会の会議は、総会及び定例会（年3回以内）並びに役員会とし、会長がこれを召集する。

(会議の構成)

第12条 総会及び定例会は、役員及び各団体長から推薦された下記の委員により構成する。

公益社団法人島田法人会	2名
島田税務署管内青色申告会	2名
東海税理士会島田支部	1名
島田税務署管内納税貯蓄組合連合会	2名
島田商工会議所	1名
中部地区商工会連絡協議会	3名
島田酒類行政連絡協議会	1名
島田間税会	1名
	計 13名

(経費)

第13条 本会の経費は、本会構成の各団体がそれぞれ分担する。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(附則)

第15条 本会則は、昭和38年12月1日から施行する。

昭和51年8月5日	一部改正
昭和52年9月20日	一部改正
昭和53年2月3日	一部改正
昭和55年5月2日	一部改正
平成6年6月24日	一部改正
平成18年6月1日	一部改正
平成25年6月12日	一部改正
平成26年6月9日	一部改正
令和6年6月18日	一部改正